

IHCへの通報対象の拡大について

警察庁が事業委託するインターネット・ホットラインセンター（IHC）については、インターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施していますが、令和5年2月15日からIHCへの通報対象に「爆発物・銃砲等の製造」等の7類型の情報が追加されました。

通報対象拡大の背景

IHCは、インターネット利用者から広く情報を収集し、一定の基準（ガイドライン）に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、ウェブサイト管理者への対応依頼等を行う事を目的に平成18年6月から運用が開始され、情勢に沿って適宜ガイドラインの見直しがされてきました。

今回の通報対象拡大は、

- ・ 令和4年7月の元首相銃撃事件
- ・ 強盗事件や特殊詐欺事件の実行役をSNS上で募る「闇バイト」が横行している情勢

等を考慮し、元々令和5年3月1日に予定していた新たな改訂の運用が前倒しで実施されることになりました。

追加される7類型の情報(重要犯罪密接関連情報)

拳銃等の譲渡等

ストーカー行為等

爆発物・銃砲等の製造

重要犯罪等の請負等

硫化水素ガスの製造

人身売買

武器売買



重大事件の発生を防ぐためには、皆様からの情報提供が必要です。ご協力をよろしくお願いいたします。